港北区連合町内会 6月定例会

令和4年6月22日 (水) 午後2時00分から 港北区役所 1、2号会議室

3 密を避けるため、通常よりも人数を縮小して定例会を開催します。

議題

1 横浜市住生活マスタープラン(横浜市住生活基本計画)改定に係るパブリックコメントについて(事業説明)【市連会報告】[資料1]

林 建築局住宅政策課担当係長

◆ 合同メールで自治会町内会あてに送付します。

(1) 趣旨

本市の住宅部門の基本計画である、横浜市住生活マスタープラン(横浜市住生活基本計画)について、現行計画の策定からおおむね5年を迎え、国の住宅政策の動向、社会・経済情勢の変化等を踏まえ改定するにあたり、このたび改定素案を公表し、パブリックコメントを実施します。

なお、当パブリックコメントについては、7月の広報よこはまに掲載予定です。

- (2) 横浜市住生活マスタープラン(横浜市住生活基本計画)とは
 - ① 目的

横浜市住生活マスタープラン(横浜市住生活基本計画)は、今後10年間の横浜市の住まいや住環境について目指すべき基本的な方向性を示す計画です。

「地域」「企業」「大学・専門家・NPO・中間支援組織」「行政・公的機関」など多様な主体がこの方向性を共有し、横浜らしい豊かな住生活の基盤となる住まいや住環境づくりを連携して進めていくことを目指します。

② 計画期間

2022 (令和4) 年度から2031 (令和13) 年度までの10年間とします。

※社会経済情勢の変化に的確に対応するため、おおむね5年を目安に見直しを行います。

(3) パブリックコメント実施期間

2022 (令和4) 年7月1日 (金) から8月1日 (月) まで

(4) 意見の提出方法

建築局住宅政策課へいずれかの方法でご提出ください

① 電子申請システム【推奨】

二次元バーコードから、横浜市のホームページにアクセスしてください。

横浜市住生活マスタープラン パブリックコメント

検索





② 電子メール kc-jutakuseisaku@city.yokohama.jp

- ③ 郵送 本リーフレット附属のはがきを切り取り、お送りください。切手は不要です。
- ④ FAX 045-641-2756 (「住宅政策課あて」と明記ください。)
- (5) 改定スケジュール

2022 (令和4) 年7月1日~8月1日 パブリックコメント

2022 (令和4) 年秋頃 パブリックコメントの結果公表

2022 (令和4) 年度中 計画改定

2 「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」の策定と出前説明会の実施について (情報提供)【市連会報告】[資料2]

田中 財政局財政調査担当課長

◆ 合同メールで自治会町内会あてに送付します。

(1) 趣旨

今後横浜市では、人口減少や高齢化の進展等により財政状況が厳しさを増すことが見込まれます。そのような状況の中でも現役世代や、子どもたち、将来の市民に豊かな未来をつなぐため、"財政を土台"に、持続可能な市政が進められるよう、令和4年第2回市会定例会の審議を経て、中長期的な財政方針「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン(以下、「財政ビジョン」)」を策定しました。

市民の皆様に「財政ビジョン」を理解していただくため、財政局職員が市民の皆様のところへお伺いし、直接ご説明する出前説明会を実施します。

- ※ 広報よこはま7月号にも記事を掲載し周知していきます。
- (2) 財政ビジョンの出前説明会チラシの配架について 各区役所広報相談係、市民情報センター、横浜市立図書館、財政局財政課(市庁舎 12 階)、 地区センター、コミュニティハウス、地域ケアプラザで配架します。
 - ① 出前説明会のご案内チラシ
 - ② 「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」冊子・概要版(閲覧のみ) ※財政ビジョンはウェブページでもご覧いただけます。

横浜市財政ビジョン検索

- (3) 出前説明会について
 - ① プログラムの内容事前にご要望やご質問をいただき、ご説明内容を調整させていただきます。
 - ② お申込みできる方 財政ビジョンに興味のある団体、グループ
 - ③ 日時と会場 ご相談の上、決定します。(説明会はおおむね1時間程度)

(4) 申込先・申込方法

横浜市財政局財政課へ次のいずれかの方法で必要事項をお知らせください。

- ① Eメール za-zaisei@city.yokohama.jp
- ② 郵送 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10
- ③ 電話 045-671-2231
- (4) FAX 045-664-7185

【必要事項】

・団体名 ・連絡代表者名、連絡先 ・希望日時(または時期)・会場 ・参加人数

3 「新たな中期計画の基本的方向」の公表と市民意見募集について(事業説明) 【市連会報告】[資料3]

芝 政策局政策課長

◆ 合同メールで自治会町内会あてに送付します。

(1) 趣旨

横浜市では新たな中期計画を2022(令和4)年度に策定します。

それに伴い、策定に向けた議論の出発点となる「新たな中期計画の基本的方向」をとりまとめました。

現在、この「新たな中期計画の基本的方向」に関する市民意見の募集を実施しています。 地域の皆様から多くの意見をいただくため、意見募集の周知についてご協力をお願いします。 なお、広報よこはま7月号にて「新たな中期計画の基本的方向」への市民意見募集につい て掲載する予定です。

今後、多くの市民の皆様の意見を反映させながら、令和4年9月ごろに「素案」を策定し、 令和4年12月頃に「原案」を策定します。

(2) 意見募集について

郵送、FAX、電子メールまたは電子申請システムで7月15日(金)までに政策局政策課へ ご意見をお寄せください。様式は特に定めていませんが、具体的なページや項目名など「新 たな中期計画の基本的方向」のどの部分に関連する意見かが分かるようにご記入ください。

- ① 郵送 〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 政策局政策課 あて
- ② FAX 045-663-4613
- ③ 電子メール ss-chuki2022@city.yokohama.jp
- ④ 電子申請システム

「新たな中期計画の基本的方向」ウェブページに電子申請システムの案内が掲載されて いますので、そちらからご回答ください。

新たな中期計画の基本的方向検索

(3) 参考: 今後のスケジュール

2022 年 (令和4年) 5月 「新たな中期計画の基本的方向」 策定にあたっての考え方や骨子をお示ししています。

広報よこはま 7月号

基本的方向に対する市民意見募集の実施等

2022 年(令和4年) 9月頃 素案の策定 具体的な目標や取組内容をお示しします。

広報よこはま 特別号

素案に対するパブリックコメントの実施等

2022 年 (令和4年) 12 月頃 原案の策定 素案に対するご意見を反映させます。

4 第34期横浜市スポーツ推進委員委嘱数について(回答依頼)[資料4]

岸本 地域振興課長

◆ 合同メールで送付する資料はありません。

各地区でご活動いただいております、第33期横浜市スポーツ推進委員の任期が令和5年3月 31日をもって満了となります。

スポーツ推進委員は自治会町内会または地区連合町内会で協議の上、原則として自治会町内会から1名を推薦していただいています。ただし、地域の実情に応じて、柔軟に対応しており地区内で人数調整が必要な場合は、各地区スポーツ推進委員連絡協議会会長との相談の上で推薦していただいています。そのため、第34期の正式な推薦依頼に先立ち、各地区のスポーツ推進委員委嘱数について照会します。

各地区スポーツ推進委員連絡協議会と協議のうえ、別紙調査票にて回答お願いします。

(1) 添付資料

調査票 1枚

(2) 回答方法・期限

回答用紙を直接窓口にお持ちいただくか、FAX(540-2245)にてご回答をお願いします。 回答期限:令和4年7月21日(木)

5 防災関連

◆ 合同メールで自治会町内会あてに送付します

1 令和4年度「防災キャラバン」について(情報提供) [資料5-1]

野村 総務課長

港北区では、国土交通省京浜河川事務所や横浜市建築局、その他防災に関する知識が豊富な講師により編成した「防災キャラバン隊」が地域への出前講座を実施し、防災に関する啓発活動を行っています。 開催のご希望がございましたら、次のとおりお申し込みください。

(1) 実施内容 地域の実情により、次の中から第1~3希望をご選択ください。

番号	テーマ	所要時間	概要	講師
		(目安)		
1	崖防災	30分	崖地防災の基礎知識につい	横浜市建築局
			ての講義	建築防災課
2	河川防災	60分	鶴見川水系の河川防災に関す	京浜河川事務所等
			る基礎知識についての講義	承供何川事伤 ற 守
3	建築物の防災	60~90分	①木造住宅の危険性の正確	一般社団法人
			な理解と安全対策について	横浜市建築士事務所協会
			の講義	•
			②既存ブロック塀等の安全	横浜市建築局
			点検についての講義	建築防災課
4	首都直下型地震や	60~120分	地域の地質と災害リスクの	防災士
	風水害を克服する		読み取りから、被害を最小	
	防災まちづくり		限にする防災組織と連携づ	几倍化区的广子仪仪文
	(リモート可)		くり、地区防災計画の作成	鷲 山 龍太郎氏等
			等を講義・助言	海山 胆灰的人子
5	マンション防災に	60~120分	マンション特有の防災対策	マンション防災士
	ついて (※1)		について、実践的で具体的	(S
			な対応方法を講義	釜石 徹氏
6	防災食について	60~120分	災害に備えた食料のローリ	 管理栄養士・防災士・災害食専門員
	(%1,2)		ングストックや備蓄品のお	(株)オフィスRM 代表取締役
			いしい調理方法についての	今泉マユ子氏
			講義・体験	7水 、一 1 八
7	発災時のトイレ問	60~120分	災害時に安心して使用でき	 (特非)日本トイレ研究所
	題について		るトイレ環境の確保につい	代表理事・加藤・篤氏
	(※1、2)		ての講義	I VACETY WHAT MOVE

- (※1) 今年度から新たに追加されたテーマです。実施内容は講師と調整中につき、現時点での予定です。
- (※2) <u>6、7については、30名以上のご参加を目安に、お申し込みをお願い致します(連合単位での申し込みも可能)。会場の確保が難しい場合には、担当にご相談ください。</u>

(2) 申込方法

「防災キャラバン申込書」に必要事項をご記入いただき、港北区役所総務課防災担当まで ご送付ください(FAX、Eメール以外の方法でお申込みを希望される場合は、お電話にてご 相談ください)。なお、予算・日程の都合上、ご希望に沿えない場合がございますので、ご 了承ください。

① 電話 : 540-2206

② Fax : 540-2209

③ e-mail: ko-bousai@city.yokohama.jp

(3) 申込期限及び実施期間

申込期限:令和4年11月30日まで

実施期間:令和5年2月28日まで

※講師との調整・打ち合わせを行うため、実施予定日の3か月前を目安にお申し込みください。

(4) 開催にあたってご留意いただくこと

マスクの着用など、基本的な感染症対策の徹底をお願い致します。実施決定後、参加可能 人数や開催場所等を調整させていただくことがあります。また、新型コロナウイルス感染症 の拡大状況等により中止、延期となる場合がございますので、ご了承ください。

(5) その他

ご不明な点などがございましたら、総務課防災担当までご連絡ください。

2 「港北区初期消火器具訓練会」の開催について(情報提供)[資料5-2] 岩佐 港北消防署総務・予防課長

横浜市では、震災時の地域の初期消火力の向上のため、初期消火器具の設置や訓練の実施を 推進しています。

初期消火器具は事前の訓練が重要ですが、単一自治会町内会単位で訓練を実施しようとする場合、訓練場所の確保や訓練後のホース等の清掃などを行う必要があるため実施しづらい点が課題です。

そこで、今年から消防署主催による、区内合同の初期消火器具取扱い技術訓練会を開催します。ぜひご参加のほどお願いします。

(1) 日時·場所

令和4年11月13日(日) 午前10時00分から正午まで 横浜市立太尾小学校校庭(港北区大倉山七丁目34-1)

(2) 参加募集について

自治会町内会単位で各連合あたり1チームを目安に募集します。1チーム4人とし、令和4年7月1日(金)から9月9日(金)までの間に、申込書により港北消防署又は最寄りの消防出張所まで直接お申し込みいただくか、郵送、電話、FAX、e-mailにてお申し込みください。

① 郵送 : 222-0032 港北区大豆戸町 26 番地 1 港北消防署 総務・予防課 予防係

② 電話・fax : 045-546-0119 港北消防署総務・予防課予防係 予防担当:鳥海・金井

③ e-mail : sy-kohoku-sy@city.yokohama.jp

※件名に、【初期消火器具取扱訓練会参加希望】とご記入ください。

(3) 実施内容

各チームが消火栓からホースを延長し、前方の標的に安全・確実に放水するまでの一連の操作を実施します。なお、放水終了後のホース撤収は消防職員が行います。(詳細な実施方法については、別途、お知らせします。また、ご要望に応じて事前の訓練指導を消防職員が行います。)

- 6 令和4年度港北区社会福祉協議会世帯会費及び港北区「社会を明るくする運動」 実施委員会会費の納入について(依頼)[資料6]
 - ◆ 6月末に払込用紙等の資料を自治会町内会あてに郵送します

仲丸 港北区社会福祉協議会事務局長

会員規程に基づき、社会福祉協議会世帯会費納入の取りまとめについて依頼します。また、あわせて、港北区「社会を明るくする運動」実施委員会会費納入についても依頼します。 なお、納入期限を設けておりますが、地域の実情にあわせて対応いたします。

- (1) 港北区社協世帯会費(1世帯40円)の納入取りまとめについて
 - ① 実施期間 地域の実情にあわせて、柔軟にご対応ください。
 - ② 金額 目安世帯数×40円(目安世帯数=令和4年4月1日現在加入世帯数×95%)
 - ③ 納入方法

「払込取扱票」により、最寄りの郵便局でお手続きください。

- ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本会窓口での受付はご遠慮ください。
- ※払込料金は本会負担となっておりますが、令和4年1月17日のゆうちょ銀行サービス料金の改定により、現金での払込の場合、別途現金加算料金(110円)がかかります(口座から払い込む場合は無料です)。また、窓口で51枚以上の硬貨を払い込む場合、枚数に応じさらに硬貨取扱料金が加算されます。
- ④ 納入期限

9月30日(金)

- ※納入期限を設けさせていただいてはいますが、地域の実情に合わせ、期限内のご納入が難しい場合には、ご相談ください。
- ⑤ その他
 - 6月末に「払込取扱票」及び「目安額一覧表」を別途送付いたします。 単位自治会町内会毎での納入を希望される地区につきましては、各単位自治会町内会 長様宛に送付いたします。
- (2) 港北区「社会を明るくする運動」実施委員会会費(1世帯10円)について
 - ① 実施期間

地域の実情にあわせて、柔軟にご対応ください。

② 金額

令和4年度目安額1,070,710円(世帯当たり10円) 目安額=(令和4年4月1日現在の加入世帯数×95%※)×10円 ※小数点以下は、四捨五入で計算しています。

③ 納入方法

各自治会町内会あてに振込用紙を6月末に事務局より送付いたします。

「払込取扱票」により、最寄りの郵便局でお手続きください。

- ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本会窓口での受付はご遠慮いただいております。
- ※払込料金は本会負担となっておりますが、令和4年1月17日のゆうちょ銀行サービス料金の改定により、現金での払込の場合、別途現金加算料金(110円)がかかります(口座から払い込む場合は無料です)。また、窓口で51枚以上の硬貨を払い込む場合、枚数に応じさらに硬貨取扱料金が加算されます。
- ④ 納入期限
 - 9月30日(金)
 - ※納入期限を設けさせていただいてはいますが、地域の実情に合わせ、期限内のご納入が難しい場合には、ご相談ください。

7 情報提供

岸本 地域振興課長

◆ 合同メールで自治会町内会あてに送付します。

- 7-1 「楽遊学第 299 号」について 「資料 7-1]
- 7-2 「港北区スポーツ協会総会議案書」について [資料 7-2]
- 7-3 「ワクチンニュース No. 14」について [資料 7 − 3]

8 掲示依頼

岸本 地域振興課長

- ◆ 資料は合同メールで自治会町内会あてに送付します。
- 8-1 消費者被害等の注意喚起ちらし「月次相談リポート」について [資料8-1]
- 8-2 「社会を明るくする運動」について[資料 8-2] ※表面のみ掲示してください。

9 行政機関からの情報提供

- (1) 港北警察署
 - 港北区内犯罪発生状况
 - 交通事故概要
- (2) 港北消防署
 - ・港北区内の火災・救急状況について

6月の合同メールは**6月23日(木)**に発送します。

◆港北区連合町内会定例会の資料は、ホームページに掲載しています◆

https://kohoku-rengou.net/

港北区連合町内会 定例会資料

で|検索

